

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、そ
の翌日)

目次

◇規 則 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

◇告 示 結核予防法による医療機関の指定

鳥獣保護区の設定

昭和三十五年六月鳥取県告示第三百五号の廃止

解除予定の保安林

〃

都市計画事業の認可の告示

道路の位置の指定

〃

規 則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十五号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第十九号)中第二条の改正規定(精神薄弱者授産施設に関する部分に限る。)及び鳥取県立鳥取第一授産施設に係る第六条の三の改正規定の施行期日は、昭和四十五年七月一日とし、第二条の改正規定(特別養護老人ホームに関する部分に限る。)及び第六条の三の次に一条を加える改正規定の施行期日は、昭和四十五年八月一日とする。

告 示

鳥取県告示第四百五十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | | |
|----------------|---------|--------------|------|
| 指定年月日 | 名 称 | 所 在 地 | 開設者 |
| 昭和四十五年 六月八日 | 尾西小児科医院 | 倉吉市山根四八八の八番地 | 尾西賢治 |

鳥取県告示第四百五十九号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十八条の規定により告示する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 名称 湖山池鳥獣保護区

二 区域 鳥取市湖山地区内の国道九号と県道湖山停車場布勢線の交差点を

基点とし、同基点から県道湖山停車場布勢線を南方に進み、県道

鳥取鹿野倉吉線との交差点に至り、県道鳥取鹿野倉吉線を西方に

進み、県道金沢伏野線との交差点に至り、県道金沢伏野線を北方

に進み、鳥取市伏野地区内の国道九号との交差点に至り、同国道九

号を東方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の地域

三 面積 一、一六〇ヘクタール

四 存続期間 昭和四十五年七月一日から

昭和五十五年六月三十日まで

鳥取県告示第四百六十号

昭和三十五年六月鳥取県告示第三百五号は、昭和四十五年六月三十日限り廃止する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百六十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八三の二三六、七八三の九八一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

米子都市計画道路事業二等大路第二类第十二号米子中央線

二 施行者の名称 鳥取県

三 事務所所在地 鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在 米子市角盤町及び錦町地内

鳥取県告示第四百六十四号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十五年六月二十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十五年六月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 申請人の住所及び氏名 | 道路の位置の指定場所 | 道路の幅員及び延長 |
|---|--|------------------------------|
| 鳥取市片原一丁目一〇七 有限会社 湖南開発 代表取締役 森岡祐太良 | 鳥取市高住字鶯谷口六七の一の一部 六七の一四 六八の一の一部 六八の一 六九の一の一部 六九の一 七〇の一の一部 七〇の一 八三の一 八四の一 八六の一の一部 八七の一 六八の二地先農道 六九の二 七〇の三 八四の一 八六の二 六七の一地先水路 六七の一四 八三の二 | 幅員 六・〇〇メートル 延長 一八三・二〇メートル |

